

(ポイント)

●当地旅行代理店による、6月4日(木)、7日(日)当地発、日本行きチャーター便を利用する方で既にご連絡を頂きましたカトマンズ外からカトマンズに来られる方については、以下の必要書類・情報を用意の上、各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得していただきますようお願い致します。

●CDOによっては、通行許可証発行まで時間がかかる可能性もございますので、お早めに申請されることをおすすめします。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-51)

当地旅行代理店による日本行きチャーター便の運航予定について(その2)

1 27日に発出した「ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-50)」において、当館へ情報提供いただいた方におかれましては、内務省から各CDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)に対して、6月4日(木)、7日(日)当地発、日本行きチャーター便を利用する日本人に通行許可証を発行するよう指示したとの連絡がございました。

つきましては、6月4日、7日の日本行きチャーター便を利用する方で既に当館へご連絡頂きましたカトマンズ外からカトマンズに来られる方におかれましては、以下の必要書類・情報を用意の上、各郡のCDO(CHIEF DISTRICT OFFICER)から通行許可証を取得していただきますようお願い致します。

ただし、CDOによっては下記以外の書類・情報を求められたり、通行許可証発行までに時間がかかる可能性もございます。そのため、お早めに申請を行っていただくとともに、事前に各CDOに必要書類・情報につきご確認されることをおすすめします。

・必要書類

- (1) 当該日本人のパスポート原本
- (2) 使用する車両の車両番号
- (3) 車両を運転する運転手の氏名、連絡先及びID番号
- (4) 当館から外務省経由で内務省に送付したオフィシャルレター(以下の当館HPから印刷可能です)

(当館HP) <https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100060477.pdf>

- (5) 航空券のEチケット
- (6) カトマンズでの宿泊先の情報
- (7) ネパールのビザ

また、CDOによっては、新型コロナウイルスの感染拡大措置のため、CDOへの入館が困難な場合もございますので、以上の情報をデータ送信できるような機器類をお持ち

ちいただければと思います。

2 カトマンズでの宿泊先の情報については以下のネパール観光庁のサイトをご参照していただければと思います（ページの真ん中付近に「WHERE TO STAY & EAT」と書かれており、その下にカトマンズのホテル情報がございます）。

（ネパール観光庁）

<https://strandedinnepal.com/>

3 前回のチャーター便運行時にはネパール内務省より、カトマンズ外からカトマンズに到着した後は外出を控えるよう連絡がございました。今回においても、カトマンズに到着された後、極力宿舎等から外に出ないようにして頂ければと思います。

なお、新型コロナウイルスの影響でネパール国内の移動がさらに厳しく制限されています。通行許可証を発行するのはネパール政府ですので、通行許可証が発給されない場合は、当館では一切の責任を負いませんので、ご理解願います。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。（オンライン在留届HP：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されません。（了）